

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	都市政策部	公園緑地課
指摘の内容	<p>収入事務関係 ・その他</p> <p>・都市公園ではない児童遊び場の使用について、福島市都市公園条例により許可したものがあつた。(1件)(都市公園法第1条、第2条の2、福島市都市公園条例第1条)</p> <p>・公園内行為許可において、許可後に使用日を追加したいとの申し出があつた際に、許可の手続きがなされなかつたものがあつた。(1件)(福島市都市公園条例第3条第3項)</p> <p>・公園内行為許可において、許可後に使用しない旨の申し出があつた際に、既納の使用料を次回の許可の使用料に充てたものがあつた。(1件)(福島市都市公園条例第14条、福島市都市公園条例施行規則第10条)</p> <p>・公園占用許可及び公園施設設置、管理許可において、許可期間が10年を超えているものがあつた。(1件2か所)(福島市都市公園条例施行規則第6条第1項及び第2項、都市公園法施行令第14条)</p>	
講じた措置の内容	<p>収入事務関係 ・その他</p> <p>(対応及び原因)</p> <p>・都市公園ではない児童遊び場の使用について、福島市財務規則を適用すべきところ、担当者の適用条例の誤りがありました。都市公園と都市公園以外の公園等とで適用される法規が相違することの認識が不十分であつたことが原因でした。</p> <p>・公園内行為許可において、許可後に使用日を追加したい申し出をした者に対し、使用の7日前までに別途申請することを指導しました。なお、担当者の法令遵守の意識が希薄であつたことが原因でした。</p> <p>・公園内行為許可において、許可後に使用しない旨と納入済みの使用料について他の使用日に充てることを希望する申し出をした者に対し、使用開始5日前までに使用の取消について申請があつた場合は使用料の100分の50に相当する額を還付することを示すとともに他の使用日に充当することはしないことを説明しました。なお、担当者の法令遵守の意識が希薄であつたことが原因でした。</p> <p>・公園占用許可及び公園施設設置、管理許可において、許可期間が10年を超えているものは10年以内とし、発議書決裁のうえで許可書を差替交付しました。なお、複数職員によるチェックが機能しませんでした。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>・令和2年1月30日から3月10日まで、課内全職員による全6回の課内研修を実施し、フローチャート等を用いて法令の趣旨、内容の理解を深め、法令遵守の意識向上を図りました。なお、申請審査に際しては、チェックシートによる複数職員チェック体制の強化を図りました。</p>	